

只見町集中改革プラン

平成18年3月

福島県只見町

只見町集中改革プラン 目次

計画策定にあたって	2
推進項目	3
1．定員管理・給与の適正化	3
(1) 定員管理の適正化	3
(2) 給与の適正化	4
(3) 組織機構の見直し	5
2．事務事業の再編・整理、廃止・統合	5
(1) 事務・事業の見直し	5
(2) 行政評価制度の実施	7
3．民間委託等の推進	7
(1) 民間委託の推進	7
(2) 指定管理者制度の活用等	7
4．第三セクターの見直し	10
5．財政の健全化	10
6．その他	11
(1) 住民と行政が協働するまちづくりの推進	11
(2) 地方公営企業の経営健全化	11
(3) 広域行政の推進	12

只見町集中改革プラン策定に当たって

21世紀初頭を迎え、地方分権の推進、長期にわたる町内経済の低迷、少子高齢化の進行、高度情報化の推進、国、地方公共団体の財政難など、時代は今大きな転換期を迎えております。

その中で、町は社会福祉制度の充実、生活関連施設・教育施設の整備、環境施策の推進に取り組みながら、産業の振興、自主的・主体的な地域づくりなどの政策課題を着実に推進していかねばならない役割を担っております。

厳しい財政状況において、新たな時代に対応し、明るい将来を展望できる町政を実現するためには、従来の行政運営を抜本的に見直すとともに、諸課題の対応は、なるべく身近な団体で行い、処理困難な課題はより大きな団体で対応するという地方自治の本旨である「補完性の原則」に立ち返った、住民・集落・地域との協働を推進するなど、効率的な行政経営を推進していくことが求められます。

本町は、平成15年に「行政改革大綱」、平成16年に「行財政改革プログラム」を策定・公表し、職員定数の削減などの人件費の削減、効率的な行政組織機構の見直し、事務事業の見直しなど行財政改革を推進しております。今後も「行財政改革プログラム」に基づき、行財政改革を進めていきますが、今後行うことになる具体的取組を住民の皆様にお知らせするため、「只見町集中改革プラン」を策定いたしました。

平成18年度からスタートする「第六次只見町振興計画」 プナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」の実現に向け、住民の皆様と情報を共有しながら、協働のまちづくりを推進していきます。

推 進 項 目

1 . 定員管理、給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

本町の職員数は、平成 15 年に策定した行政改革大綱に基づく定員管理計画の実行により、町が自主的に定員管理に取り組むことのできる分野の多い一般行政部門では、下表の通り総務省の定める「定員モデル」と比較し、同水準を維持しています。

定員モデル職員数（平成 17 年 4 月 1 日現在）

定員モデル	総務省定員モデル試算職員数	定員モデルに対する実職員数
	82人	81人

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」

定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法で分析し、参考となる職員数を算出するものです。対象職員は、町が自主的に定員管理に取り組むことのできる分野の多い一般行政部門で、教育関係や公営企業会計（上下水道・診療所・国保・介護保険）に係る職員は対象外となっています。

今後も抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、民間委託等の推進、住民との協働などを同時並行に進めながら定員適正化計画に基づき、町職員数の合計で平成 22 年 4 月に 100 名以下、平成 25 年 4 月に 90 名を目標に計画的に職員数の抑制に取組みます。

(今後の取組内容)

【部門別の職員数：毎年 4 月 1 日現在】

年度 職種	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般行政	66	62	59	58	57	退職 5名	退職 2名	退職 3名	退職 3名	退職 10名
福祉関係	28	27	28	28	24					
一般行政計	94	89	87	86	81					
教育関係	16	15	13	12	11					
診療所	12	11	12	12	14					
水道	3	2	2	2	3	5年間の退職見込数		23名		
下水道	3	2	3	2	2	5年間の新規採用見込数		8名		
国保	1	1	1	1	1	新規採用 1名	新規採用 1名	新規採用 2名	新規採用 3名	
介護	2	2	2	2	2					
南会津会派遣				1	1					
合計	131	122	120	118	115	110	109	107	106	99
各年度に見込まれる財政効果額（単位千円）						50,000	14,000	24,000	24,000	85,000
（ ）は累計効果額							(64,000)	(88,000)	(112,000)	(197,000)

新規採用者数及び採用年度については、あくまで見込みであり、確定数値ではありません。

(2) 給与の適正化

本町における給与については、これまでも町民の納得と支持が得られるように行財政改革プログラムに基づき、給与の適正化に努め、総人件費の抑制を図ってきたところです。

給与制度については、さらに町民の支持と理解が得られる制度・運用の適正化が求められており、国・県における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していきます。

今まで実施してきた内容

- ・町長給与 10%減額 (H14～)
- ・助役、教育長給与 5%減額 (H14～)
- ・収入役の非設置 (H14～)
- ・管理職手当の削減 (H14～) 課長相当職 10% 8% 課長補佐職 (班長) 10% 6%
- ・給料表の引き下げ改定 (H14、H15)
- ・退職手当支給率は国に準じた率を適用

【行財政改革プログラム策定以後】

(平成 16 年)

- ・町長給与 20%減額、助役、教育長給与 10%減額 (特例条例で減額)
- ・議会議員定数を 16 人から 12 人に削減
- ・農業委員会の選挙による委員定数を 16 人から 12 人に削減
- ・職員の退職不補充 別に H17 に診療所看護師 2 名増員
- ・旅費規程の見直し及び出張内容の選別
- ・退職時の特別昇給を廃止。不適切な昇給運用や格付け等は従来から未実施

(平成 17 年)

- ・町長・助役・教育長給与 10%減額改訂
- ・議会議員報酬 10%減額改訂
- ・非常勤特別職の報酬の見直し (5～10%減額)
- ・特殊勤務手当 11 項目を廃止し、朝日診療所勤務のみに見直し
- ・寒冷地手当の削減

今後の取り組み内容

取組事項	内容	H18	H19	H20	H21	H22
給与制度の見直し	17年の人事院勧告に基づき、給料表の全体水準を4.8%引下げた新給料表を採用し、人件費を抑制	実施				
	技能労務職給料表についても、行政職給料表と同水準の改訂を行い、人件費を抑制	実施				
	57歳の昇給延伸に代え、55歳以降の昇給幅を抑制	実施				
各年度に見込まれる財政効果見込額		3,500	7,000	10,500	14,000	17,500
()は累計効果額 単位 千円			(10,500)	(21,000)	(35,000)	(52,500)

財政効果額については、見込み数値を記載

(3) 組織・機構の見直し

組織機構の見直しは、平成 15 年 10 月に従来の縦割り行政の弊害をなくし、横断的で機動力のある行政組織を目指し本庁 7 課 1 7 係から 4 課 8 班体制に見直しております。出先機関についても、効率的な行政運営や行政課題に総合的・機動的に対応するため、本庁を含め組織機構を見直します。

(今後の取組み)

簡素で効率的な組織機構の見直し	H 18	H 19	H 20	H 21
多様化する行政ニーズ、新たな行政課題、職員数の減に対応するため、更に効率的な事務事業の執行による行政運営を行うため、随時行政組織機構の見直しを行う	検討	実施		

健康づくり・福祉推進組織の見直し	H 18	H 19	H 20	H 21
高齢化社会を迎え、健康づくり・福祉施策等の効率的な事務事業執行と柔軟で迅速な行政運営を図るため、保健・福祉事務部門と事業部門の同一エリア化を図る	検討	実施		

生涯学習社会構築のための組織の見直し	H 18	H 19	H 20	H 21
住民主体の地域づくりを目指し、地域づくり機能と社会教育機能のあり方を含め、教育委員会事務局と地区センターの組織機構の見直しを行う	検討	実施		

2. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務・事業の見直し

「町民の福祉の向上」を目的に行政体（町）があり、事務・事業を実施しておりますが、合わせて「財政の健全化」も求められています。

しかし、町の「財政の健全化」のみを追い求めすぎても、町の活力がより失われる懸念があります。したがって、難しいことですが、地方分権時代における行政の役割を明らかにして、事務・事業について不断の点検を行い、慣例にとらわれず新たな視点に立った「選択と集中」による見直しを行います。そのためには、今後実施する事務・事業は、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）を強く意識し、業務を精選しながら実施していきます。

目的は何か（趣旨）

どんな効果が期待できるのか（効果の予測）

誰がやるのがいいのか（財源と効率性）

いつまでにやるのか（達成時期の明示）

評価（当初の予測と実際の比較、効果が薄い場合原因究明と責任の所在）

これまで事務・事業の見直しを行った主な内容

- ・物件費の5%削減（H14とH15対比）
- ・補助費等の5%削減（H14とH15対比）

（行財政改革プログラム以後の主な取組）

（平成16年）

- ・老人クラブ運営補助金の単価の見直し
- ・敬老祝金支給事業の交付対象者の見直し
- ・水田農業確立推進互助事業の廃止
- ・職員VDT検診事業の中断
- ・ふるさと通信発送業務委託の廃止
- ・老人医療の医療費のおしらせ通知の回数の削減
- ・国・県等関連団体等への加入見直しによる負担金の削減

（平成17年）

- ・若者定住利子補給事業の新規分廃止
- ・旧明和支所自動ドア保守点検委託の廃止
- ・浄化槽設置管理システム保守委託の廃止
- ・わたしは只見のナンバーワン事業の通年実施の見直し
- ・町母子寡婦福祉会補助金の縮小
- ・町教職員研修補助金の廃止 適正予算科目からの執行に見直し
- ・町教育研究会補助金の廃止 適正予算科目からの執行に見直し
- ・区長連絡協議会補助金の交付要件の見直し

今後の具体的取組み

経費節減等の財政効果（単位：千円）

補助金等（補助金・負担金・交付金・報償費） 及び扶助費の見直し	H18	H19	H20	H21
役割と効果を精査し、「選択と集中」の考え方により全庁あげて点検・評価する ・町税前納報償金支給事業の廃止（金利状況等を勘案） ・土地改良区運営補助金の減額（改良区財政調整基金の利用） ・遺族会補助金の見直し（戦後60年経過し、事業終期の検討） ・自立支援デイサービス事業の見直し（介護保険移行後5年） ・ガラス瓶リサイクル業務委託（ごみ処理の自己責任化） ・納税組合奨励金の見直し（交付率の見直し） ・町体育協会補助金（ふくしま駅伝）の参加・実施手法見直し ・その他補助費等及び扶助費の一斉見直し ・見直し効果が見込めない場合は、一律カットの実施	実施 3,000	継続 10,000	継続 1,000	継続 1,000

内部管理経費の見直し	H18	H19	H20	H21
出張の選別による旅費・燃料費の節減、印刷物、高熱水費の節約、電子メールの活用による消耗品・通信運搬費の節減など、経常的な経費の節減に努める	実施 3,000	継続 3,000	継続 3,000	継続 3,000

投資的経費の見直し	H 18	H 19	H 20	H 21
大規模投資となる基本的な生活基盤整備や教育施設整備等は、地方交付税参入率の高い「現行の過疎地域自立促進法」の有効期限である平成 21 年度までに過疎債を活用し完了する。その他事業は、費用対効果を検証し、計画の延期、凍結など見直しを行うとともに公債費の抑制に努める。	実施	継続	継続	継続

(2) 行政評価制度の実施

行政評価実施要綱に基づき、対象事務事業を指定し、事業内容（目的、対象、手段、効果・達成時期）や問題点・改善策などを列記した上で評価し、次の計画に反映させることとする。なお、これまでの行政評価は、事務事業を対象として実施していましたが、今後は、より効果的・効率的に事業を実施するため、政策・施策レベルで評価を行うとともに、ホームページなどを通じてその状況を公表していく方向で検討する。

主管課等において第 1 次評価を実施し、企画班（企画・財政担当）で再精査
課長級以上を構成員とする庁議において第 2 次評価を実施
必要に応じて第三者機関（行政評価委員会）により第 3 次評価を実施
最終的に庁議において、意思決定する。

3. 民間委託等の推進

(1) 民間委託の推進

これまでも民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、今後の職員数削減に対応するとともに、サービス水準の向上や効率化を推進するため、委託化が可能なものの選択を行い、民間委託を推進していきます。しかし、外部委託を図り行政をスリム化することが効果的かどうかは内容の精査が必要であり、以下の要領によって点検しながら進めていきます。

委託して良いものと悪いものとの選択（個人情報保護や専門性の有無等）
委託の効果（委託料が増えれば減る直接費は何か）
積算は適切か。（単価や人員、日数等の数量は妥当なものか。）

(2) 指定管理者制度の活用等

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている制度です。

今後は、行財政改革大綱に基づき、限られた財源を有効に活用するため自治体もひとつの経営体としての意識に立つとともに民間能力の活用を図る観点からも指定管理者制度をより効果的に活用していきます。

現在管理委託を行っている「公の施設」については、地方自治法の規定により、18 年 9 月 1 日までに指定管理者制に移行する。

現在直営の施設及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の導入・業務委託・民間譲渡・廃止について検討を行う。

(平成 16 年度末現在の事務事業の民間委託状況と今後の取組み)

事務事業名	事務事業種類	委託の有無			今後 5 年間の取組目標
		全部委託	一部委託	委託未実施	
管理事務	本庁舎清掃				1 名に委託し、その他は職員で対応する
	本庁舎夜間警備				民間委託を継続する。
	公用車運転				現在町長運転手 1 名のみ。今後民間委託を検討
	案内・受付				出先機関窓口の OA 化・民間委託・嘱託を検討
清掃事務	し尿収集				西部環境センター内での民間委託を検討
	一般ごみ収集				西部環境センター内での民間委託を検討
その他事務	学校給食				調理・運搬業務の委託の継続
	学校用務員事務				当面臨時職員対応を継続。今後民間委託を検討
	水道メータ検針				施設整備事業終了後、職員で対応
	道路維持補修・清掃等				簡易な内容は集落等で対応
	ホームヘルパー派遣事業				社会福祉協議会委託を継続
	在宅配食サービス				社会福祉協議会委託を継続 (対象者増を見据え、民間委託を検討)
	情報処理・庁内情報システム維持				民間委託を継続
	ホームページ作成・運営				職員対応を継続
	各種調査・統計				業務内容により民間委託を検討する
	総務関係事務(給与・旅費・福利厚生等)				職員で対応する
	その他定型的業務				定員管理計画に基づく職員減に対応するため平成 22 年度を目標に受け皿づくりを進め、定型的業務の民間委託を検討する

(公の施設の管理運営状況)

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で地方公共団体により設置された住民が利用する施設で法律又は条例の規定により設置されたものをいう。

平成 17 年 3 月 31 日現在

区分	レク・スポーツ施設	産業振興施設	上下水道施設	文教施設	医療福祉施設	集会所	公営住宅	その他	計
指定管理者制		1							1
管理委託 (旧地方自治法)	14	8				27		1	50
業務委託 (直営)	4	1	4	1	2				12
全部直営		4	8	1	4		12	3	32
合計	18	14	12	2	6	27	12	4	95

公の施設の今後の取組み

項 目	施設名
平成 17 年度までに指定管理者制を導入した施設	ただみ養魚場 奥会津学習センター
平成 18 年指定管理者制を導入する施設 (旧地方自治法の管理委託施設)	只見温泉保養センター 交流促進センター(湯ら里) 深沢温泉(むら湯) 山村・都市子供等ふれあい広場(湯ら里前庭) 高齢者活動促進施設(深沢ゲートボール場) 只見スキー場 緑地管理センター(スキー場ロッジ) 歳時記会館 ただみ川の歴史博物館 水の郷只見川公園 青少年旅行村 いこいの森 ふるさと交流体験施設(旅行村民家) 河井継之助記念館 農村公園8箇所 集落集会所27箇所 冬期孤立集落機能維持管理棟(黒谷入) 合計 50施設
平成 18 年度中に指定管理者制導入予定の施設	山村のくらし体験施設(森林の分校 ふざわ) 田子倉無料休憩所
業務委託を継続する施設 (指定管理者制導入を検討)	町民広場2箇所(町下広場:つつじヶ丘広場) 多目的活性化広場(亀岡) 生産物直売所(そば道場) 会津只見考古館 介護老人保健施設(こぶし苑) 農業集落排水流末処理場4ヶ所 保健福祉センターあさひヶ丘 学校給食センター
全部直営継続する施設 (業務委託・指定管理者制を検討)	水道供給施設8ヶ所 公営住宅12施設 保育所3施設 只見総合開発センター 基幹集落センター 明和公民館 克雪管理センター(旧明和支所) 只見町下請等共同作業所 只見町国保朝日診療所
老朽化による廃止を検討する施設	町民広場(雨堤広場体育館・プール) (その他老朽化により取壊予定の施設) 田中住宅 田ノ口住宅(教員住宅) 只見老人集会所 明和小学校

今後の取組みによる財政効果額

単位 千円

民間委託(指定管理者制等)の実施	H18	H19	H20	H21
指定管理者制度導入によりコスト削減に努めるとともに、業務委託手法の見直しにより経費節減に努める	実施 1,000	継続 1,000	継続 1,000	継続 1,000

施設等維持費の見直しの実施	H18	H19	H20	H21
直営管理により経費節減ができるものや、老朽化や多額の修繕費を要する施設は、廃止を視野に検討する。	実施 1,000	継続 1,000	継続 1,000	継続 1,000

4. 第三セクターの見直し

第三セクターは、公共サービスの提供の一方策として、時代の要請を受け行政と民間の共同出資により設立された団体で、町の行政施策と密接に連携しながら重要な役割を担っております。しかし、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に民間事業者の参入が可能となったことで、施設管理を受託していた第三セクターにとっては、経営基盤に大きく影響を及ぼすもので、今後のあり方自体が問われております。設立目的・趣旨を含め役割等を再検討するとともに、更なる経営改革のため第三セクターに関する指針の策定など抜本的な見直しを図ります。

(平成16年度末現在第三セクター法人数)

株式会社津ただみ振興公社	出資割合 76.2%
株式会社季の郷湯ら里	出資割合 90.9%
只見特産株式会社	出資割合 34.9% (第二位)

今後5年間の具体的取組内容

第三セクターの見直し	
現状	16年度末現在で第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画等は策定していない
方針	<p>総合的な見直し指針の策定 平成19年度までに町が出資割合第1位の第三セクターを対象に統廃合を含めた指針・計画等を策定する</p> <p>監査・点検評価の確立 16年度末現在で外部監査体制を築いている法人はない。3年連続して赤字決算の町出資割合第1位の第三セクターに関して、外部有識者による点検評価を検討する</p> <p>情報公開の体制等 16年度末現在で、財務諸表の概要、財政支援の状況・必要性、今後の見通し及び点検評価の結果の区分毎に積極的に情報公開を行っている法人はない。今後見直し指針等の策定に合わせ、平成20年度までに全ての関与法人の財務諸表等をホームページに公開する。</p> <p>第三セクターの役職員と給与の見直し 16年度末現在で、役職員数及び給与の見直しに関する計画はない。19年度までに策定する総合的な見直し指針等の中で目標を定める</p>

5. 財政の健全化

町では、財政健全化に向けて平成16年2月に「只見町行財政改革プログラム」を策定し、これまで財政構造改革を進めてまいりました。

しかしながら、依然として町財政は厳しいことから、自立したまちづくりを進めていくため、引き続き財政の健全化に努めます。

只見町行財政改革プログラムの進行管理と収支見通しの時点修正の実施
納税組合による収納と口座振替制度利用促進による町税及び使用料の収納率の向上
新たな財源の確保

6.その他

(1) 住民と行政が協働するまちづくりの推進

住民協働とは、住民と行政がそれぞれの立場を理解しつつ、同じ目的に向かって、それぞれが自立して地域課題などを解決していくことです。協働の推進には、住民と行政が対等で良好な関係が築かれていることが前提であり、お互いの情報を共有し合い、対話を重ねられる環境と責任ある参加が可能となるような環境づくりを進めていきます。

(今後5年間の具体的取組内容)

行政情報共有化の推進	H18	H19	H20	H21
町当初予算書解説版の作成	実施			
ホームページ・広報誌による情報発信	実施			
議会中継が視聴できる場の拡大	実施			

コミュニティ組織の自立・促進	H18	H19	H20	H21
定期的な意見交換会の設定		実施		
地域課題に対応する受け皿(集落・NPO)の確立	実施			
職員集落担当制度の実施		実施		
集落計画の作成と実践	実施			

(2) 地方公営企業の経営健全化

当町における地方公営企業は、すべて地方公営企業法非適用事業であり、平成16年度末現在で6事業実施しております。これらが行うサービスは、行政が直接実施するにふさわしいものであるのか、又地方公営企業として事業を継続するとしても、指定管理者制度や民間委託等の民間的経営手法の導入の促進、中期経営計画の策定、事務・事業の見直しなど、より一層の計画性・透明性の高い企業経営を推進し経営健全化を図っていきます。

簡易水道事業	H18	H19	H20	H21
定員管理	実施			
町の定員管理に基づき適正化を図る				
給与の適正化	実施			
町の給与制度の見直しに合わせ適正化を図る				
経営改革の推進				
・経営の総点検の実施(中期経営計画策定)	実施			
・施設整備事業に係る補助金及び起債の残額について一般会計繰出する	実施			
・公債費は、ルール分のみ一般会計繰出を行う	実施			
・経常的維持管理費に不足が生じた場合、使用料等を見直しを行う。	実施			
・民間委託の推進(退職者不補充の実施)	実施			

下水道事業（農業集落排水事業）	H 18	H 19	H 20	H 21
定員管理 町の定員管理に基づき適正化を図る	実施			
給与の適正化 町の給与制度の見直しに沿って適正化を図る	実施			
経営改革の推進 ・経営の総点検の実施（中期経営計画策定）	実施			
・施設整備事業に係る補助金及び起債の残額、 単独事業について一般会計繰出する	実施			
・公債費は、施設整備完了後は、ルール分のみ 一般会計繰出を行う				実施
・経常的維持管理費に不足が生じる場合、使用 料等を見直しを行う。	実施			
・民間委託の推進（処理場の維持管理業務）	実施			

観光・交流施設事業 （スキー場・保養センター・湯ら里）	H 18	H 19	H 20	H 21
経営改革の推進 ・現在管理委託施設であり、18年9月に指定管 理者制へ移行する	実施			
・経常的施設維持管理費については、施設の収 支状況を勘案し見直しする。	実施			
・大規模施設整備に係る費用については、収支 状況を勘案し、一般会計から繰出する	実施			

介護老人保健施設事業（こぶし苑）	H 18	H 19	H 20	H 21
定員管理、給与の適正化 ・所長・事務長の町職員従事体制の見直し		実施		
・町の給与制度の見直しに沿って適正化を図る	実施			
経営改革の推進 ・経営の総点検の実施（中期経営計画策定）	実施			
・業務委託内容の見直しを行う	実施			

（３）広域行政の推進

広域行政の推進については、それぞれの自治体が抱える課題に対応できる効率的な行政運営を行うために、生活圏等を共有する町村との広域連携の検討が有効です。

既に、ごみ処理、し尿処理、火葬業務、消防・救急体制、介護認定審査などの生活関連事務事業に係る業務で、一部事務組合などにより行っています。

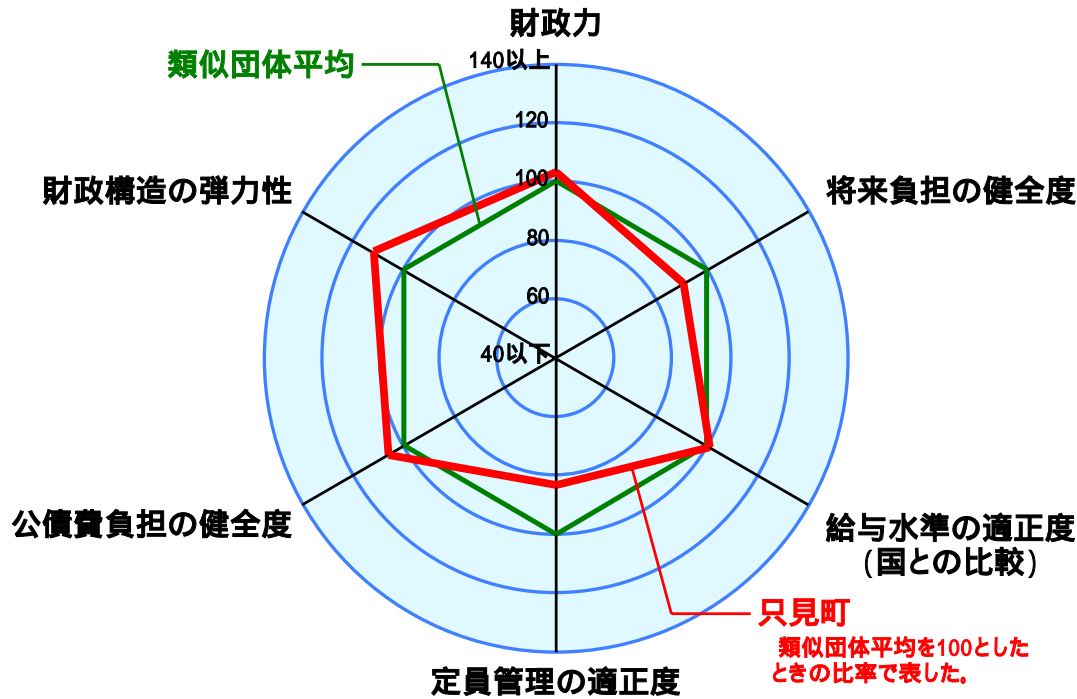
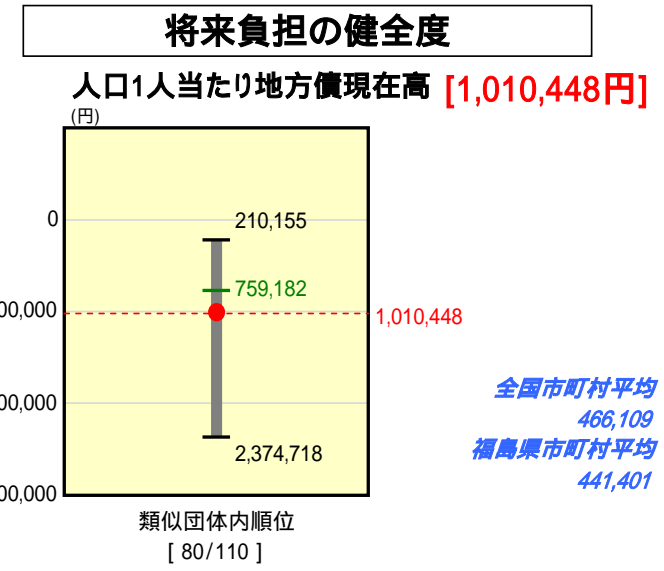
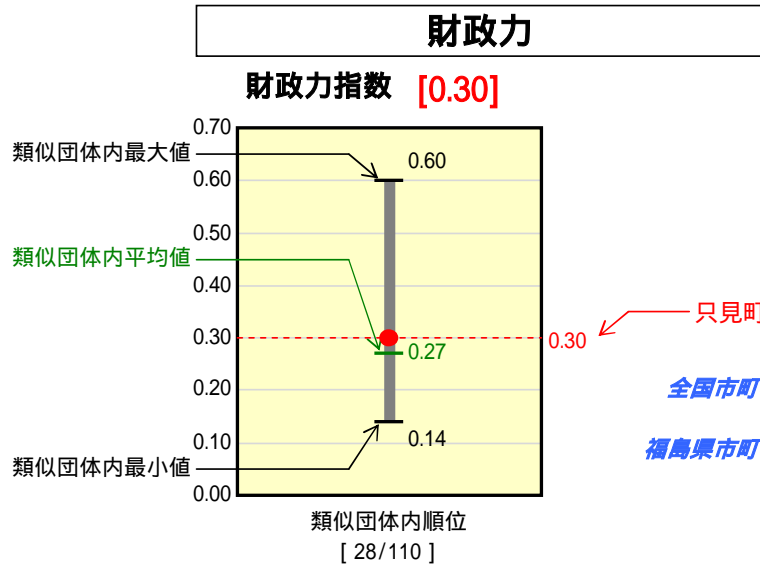
今後も、効率的・効果的な行政運営を図るため、様々な分野における広域行政の推進に努めます。

【今後検討すべき内容】 介護保険事業、老人保健（高齢者医療）、国民健康保険業務

市町村財政比較分析表(平成16年度決算)

福島県 只見町

人口	5,396人(H17.3.31現在)
面積	747.53 km ²
歳入総額	4,250,208千円
歳出総額	4,196,526千円
実質収支	44,369千円



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を88のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

分析欄

財政力指数: 水力発電施設の固定資産税収入により、0.30と類似団体平均を0.03ポイント上回っているが、大規模償却資産であることから税収が年々減少していくため、税の徴収強化や家屋の全棟評価の実施等により、歳入の確保に努める。

経常収支比率: 82.1%と類似団体平均89.2%を下回っているが、さらに行財政改革に取り組み人件費の抑制や特別会計への経常的繰出などの義務的経費の節減に努め、平成14年度以前の数値である80.0%を下回るように努める。

起債制限比率: 起債について、近年は、当該年度の元金償還額未済の新規発行を原則としてきたことから、類似団体を下回っており、この水準を維持していかなければならない。

人口1人当たりの地方債残高: 交流施設や高齢者福祉施設等の整備により、類似団体を上回っている。更に統合中学校の整備を平成17年度に着手しており、多額の地方債発行が見込まれるが、前記同様、元金償還額未済の発行を原則として地方債残高の抑制に努める。

ラスパイレス指数: 類似団体平均を下回る92.8となっており、概ね適正な水準にあるが、今後も引き続き給与体系の適正化に努めなければならない。

人口1,000人当たり職員数: 面積が広大なことから、公民館や保育所、小中学校が旧村単位ごとにあり、診療所も直営で行っているため、類似団体を大きく上回る17.23人となっている。今後は、退職者の不補充や指定管理者制度の導入、民間委託等により、職員数の削減を図り、人員管理を行っていかなければならない。

